

別記(三)ニ

昨日第三回の手紙を差上げました。本日もまた工場へ見えません。万一会社に對し御不審の矣がおります。此は一度御来社下さい。今細御話申二致します。

噫に聞生ます。工場へ出たことも工賃は會社で拂うから遊んで居れと申して居る通りです。工場へ来ない人に工賃を拂ふ事は出来ませぬ。

之れは申すまいでもない事ですが、よく御来社置きを願ひます。他の子供さんで工場へ出な来た人もあります。からあなたの子さん早く出る様に願ひます。途中の事は警察によく見て居て下さいます。心配はありませぬ。

六月二十二日

日本電業株式会社

芳秘第六七四號

昭和三年六月二十八日

警視總監 宮田光雄

寫

内務大臣 望月圭介殿

社會局長 官殿

北海道 京都 大阪 神奈川 兵庫 愛知

静岡 福岡 各 廳 府 縣 長 官 殿

日本電業株式會社 芳秘 筆 議ニ 關スル 件

(第二報)

標記筆議團員 今桐補作、瀨野熊五郎、一昨二十六日ヨリ

13.7.3  
126

(A)